

这本《草加市指南》用各国语言，为您介绍了有关日语、日本的生活习惯以及各种规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此小册子。另外，您也可以向各公共设施的服务窗口索要。

我们衷心祝愿此小册子能帮助大家在草加安居乐业，愉快生活。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに1シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口にご相談で取り寄せることもできます。

草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立てて下さい。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。

電話.: 922-2970(直通)

ファックス：927-4955

E-mail：soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp

月・水・金 午前9時～午後5時

市役所本庁舎7階

市役所 主棟7楼

（国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で

「N.P.QLiving in Japan」が運営しています。）

编制：草加市 协助：草加市国际问询角

作成：草加市 協力：草加市国際相談コーナー

（令和元年度一部改訂）

目録 項目一覧

A-1 入国時の手続

A-2 住民登記

A-3 户籍制度

A-4 印章登記

B-1-1 住房

B-1-2 搬家和街道会

B-1-3 生活基本设施

B-1-4 垃圾的处理

B-2-1 关于健康保险

B-2-2 关于护理保险制度

B-3 关于结婚

B-4-1 从妊娠到生产

B-4-2 孩子的健康

B-4-3 育儿

B-5-1 教育

B-5-2 学习日语

B-6 日本的税金

B-7 在日本工作

B-8 国民年金和厚生年金

B-9-1 驾驶证

B-9-2 拥有汽车和摩托车

B-9-3 骑自行车

B-10 兴趣爱好

B-11-1 紧急时应采取的措施

B-11-2 防备自然灾害

C-1 市内的文化运动设施

C-2 咨询处

入国時の手続

住民登録

戸籍制度

印鑑登録について

住宅

引越しと町会

生活インフラ

ごみの出し方

健康保険について

介護保険制度について

結婚するには

妊娠から出産

子供の健康

子育て

教育

日本語学習

日本の税金

日本で働く

国民年金と厚生年金

運転免許

自動車・バイクを所有する

自転車にのる

楽しむ・学ぶ

緊急のときの対応

自然災害に備えて

草加市内の文化・運動施設

困ったときの相談窓口

ガイドブック草加
中国語版

B-3 关于结婚

草加市指南

B-3 关于结婚

結婚するには

*このシリーズはやさしい日本語で書かれています。

*草加市にお住いの方の情報は。

B-3 关于结婚

外国人在日本登记结婚时的手续因结婚对象是日本人还是外国人而不同。
另外，如果双方都是外国人，所要遵守的法律和办理的手续也不同。详情请
咨询市役所市民课和大使馆。

1. 双方为外国人时

(1) 向市役所申报

双方为外国人时，有的国家规定先在日本的市役所市民课申报后再办理手
续。详情咨询各国大使馆后，再与市役所市民课联系。

(2) 向大使馆・领事馆申报

在大使馆（领事馆）办理手续时可能需要记载事项证明书（向市役所提交
「婚姻届」后）、受理证明书、在留卡等材料。
详情向大使馆咨询。

※ 办手续需要证明材料。作为结婚的证明，市役所发行以下材料。

- ・婚姻届受理証明書
- ・婚姻届記載事項証明書（结婚登记书的复印件）
- ・戸籍謄本・抄本（与日本人结婚时）

2. 与日本人结婚时

(1) 在市役所登记

- ① 原则上在外国籍方所居住的市役所登记。
- ② 如结婚时住址有变更的话，在新居的市役所登记。

B-3. 結婚するには

外国籍市民が日本で結婚する場合には、その相手が外国籍市民か、日本人か
によって手続きが違います。また、外国籍市民どうしの場合は法律および手続
きが異なるので、市役所 市民課及び大使館で問い合わせてください。

1. 外国籍市民どうしの場合

(1) 市役所への届け出

外国籍市民どうしの婚姻手続きの場合、最初に日本の市役所市民課に届け
てからの手続きとなる場合があります。詳しくは、各大使館に確認後、日本
の市役所市民課までご相談ください。

(2) 大使館・領事館への届け出

大使館（領事館）にて手続きをする際、大使館で、記載事項証明書（婚姻届
提出後）と、受理証明書、在留カードなどが必要になる場合があります。
詳しくは、各大使館に連絡してください。

※手続きのために証明を取る必要があります。婚姻をした事を証明できる
ものとして、以下のものを市役所で発行できます。

- ・婚姻届受理証明書
- ・婚姻届記載事項証明書（婚姻届原本を写したもの）
- ・戸籍謄本・抄本（日本人と婚姻した場合）

2. 日本人との場合

(1) 市役所での手続き

- ①原則、外国籍市民の住む市役所に届け出ます。
- ②結婚と同時に住所を変更する場合は新しい居住地の市役所で行います。

- ③ 按日本方式结婚时，结婚人的国籍不同，所需要的材料也不同。一般需要以下材料。详情请咨询市民课。

《问询处》 市役所 市民课 电话 048-922-1542

(2) 所需材料

①外国人要准备的材料

- ・ 护照（如果护照过期了的话，用身份证明书如本国发行的出生证明书、国籍证明书等）。
 - ・ 在留卡
 - ・ 婚姻届（即结婚登记书）要有两名成人的证人的签名、盖章（如证人是外国人可不盖章）
- ※ 结婚对象是本籍不在草加市的日本人时，需事先准备好户籍誊（抄）本。

结婚条件具备证明书（驻日大使馆或领事馆发行）

- ※ 此证明书是证明出身国承认本人满足结婚的条件。如是不发行此证明书的国家，需要独身证明书等。详情问询市民课。

- ・ 上面的各种证明如果是日本以外的文字，需附上日语译文（要有译者的签名或盖章）

②日本人要准备的材料

户籍誊（抄）本（如果本籍不在此市的话）

- ③日本の方式によって婚姻を成立させる場合、婚姻する人の国籍によって提出するものが異なります。一般的には次のようなものが必要となります。詳しくは、市民課にお問い合わせください。

《問い合わせ先》 市役所市民課 電話 048-922-1542

(2) 届け出に必要なもの

①外国籍市民が用意するもの

- ・ 旅券（期限内の旅券がなければ、それに代わる身分証明書。本国から取り寄せた出生証明書、国籍証明書など）
 - ・ 在留カード
 - ・ 婚姻届 成人に達した証人2名の署名・押印が必要。証人は外国籍市民でも可能です。（その場合印鑑は不要です。）
- ※相手が、日本人で、本籍地が草加市でない場合は、あらかじめ戸籍謄本（抄本）を取得する必要があります。

- ・ 婚姻用件具備証明書（在日大使館又は、領事館が発行するもの）
- ※婚姻用件具備証明書とは、本国がその人に対して、「結婚する条件を満たしている」という内容の証明になるので、発行されない国については、独身証明書などが必要になります。詳しくは、市民課で相談してください。

- ・ 上記「婚姻用件具備証明書」などの日本語訳文
日本語以外の言葉で書かれている証明書は、その翻訳文（訳者の署名、又は印があるもの）が必要です。

②日本人が用意するもの

- ・ 戸籍謄本又は、抄本（本籍地以外の場合）

(3) 其他

还要办理以下手续

- ・ 向驻日使馆报告。
- ・ 向出入国在留管理局做确认和申请
姓名、在留资格、在留期间等有关在留卡的事项变更
- ・ 到市役所办理变更手续
如住址有变更时

《咨询处》

东京出入国在留管理局 咨询中心 电话 03-5796-7111

东京出入国在留管理局 さいたま出張所 电话 048-851-9671

3. 不发行结婚条件具备证明书时

有些国家不发行结婚条件具备证明书，需要以下的其他材料来代替。

国家不同需要的材料也不同。请问询市民课。

① 申述书、宣誓书（市役所市民课有样本）

② 出生证明书（由本国发行）

③ 独身证明书（由本国或大使馆发行）

④ 亲属关系证明书（由本国或大使馆发行）

⑤ 国籍证明书（由本国或大使馆发行）

⑥ 以上材料的日语译文（译者的签名或盖章）

《问询处》 市役所 市民课 电话 048-922-1542

《翻訳》 结婚条件具备证明书及婚姻证明书的日文翻译可委托以下单位

能翻译英文、中文、西班牙文、葡萄牙文 * 其它语言可询问

费用 A4 大小 1 张 3200 日元起

外国人総合相談センター埼玉（埼玉県国際交流協会内）

Tel. 048-833-3296 月～金 上午 9 点～4 点

(3) その他

ほかには、次のような手続きが必要です。

- ・ 在日大使館への報告
- ・ 出入国在留管理局への届け（確認と申請）
名前、在留資格、在留期間等など、在留カードに関わる変更
- ・ 市役所への届け・・・住所に変更があるとき

《問い合わせ先》

東京出入国在留管理局インフォメーションセンター 電話 03-5796-7111

東京出入国在留管理局 さいたま出張所 電話 048-851-9671

3. 婚姻要件具備証明書が発行されない場合

国によっては、婚姻要件具備証明書が発行されないことがあります。その場合、以下の書類が必要になることがあります。必要なものは国によって異なるので、市役所市民課で相談してください。

① 申述書・宣誓書（市民課に見本があります。）

② 出生証明書（本国から取り寄せてください。）

③ 独身証明書

④ 親族関係証明書
⑤ 国籍証明書
} 本国又は、大使館（領事館）から取り寄せてください

⑥ 上記日本語訳文（訳者の署名、又は印があるもの）

《問い合わせ先》 市役所 市民課 電話 048-922-1542

<翻訳>

婚姻要件具備証明書および出生証明書の日本語訳が頼めます。

対応言語：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語 * 他言語は要相談

料金：A4 サイズ 1 枚 3,200 円から

外国人総合相談センター埼玉（埼玉県国際交流協会内）

Tel. 048-833-3296 月～金 午前9時から 4時